

参事官	官房付	部付	補佐官	補佐官	係長	司1主任・係員	起案
		江原 知 加藤   				 	

令和5年9月24日

【報告】「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について

標記について、各府省等からの回答を別紙のとおりとりまとめましたので、報告します。

※ とりまとめの結果、同時に改正の必要がある法令（ハネ改正）はありませんでした。

引用している法律					引用している法律		索引		担当部署・担当者・連絡先 (TEL, FAX, e-mail)
引用されている法律	法律	法律番号	改正法律番号	索引	索引	索引	索引	索引	
裁判官の報酬等に関する法律	判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律	平成16年法律第121号		6	4				法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第一係 新井、高井、芝辻
裁判官の報酬等に関する法律	裁判官の育児休業に関する法律	平成3年法律第111号		附則	2				法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第一係 新井、高井、芝辻
裁判官の報酬等に関する法律	裁判官の育児休業に関する法律	平成3年法律第111号		附則	3				法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第一係 新井、高井、芝辻
裁判官の報酬等に関する法律	昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた 恩給等の年額の改定に関する法律	昭和28年法律第157号			1	3			政策統括官(恩給担当)恩給管理官室 宅島、御所窪、高田
裁判官の報酬等に関する法律	裁判所法	昭和22年法律第59号		附則	4				法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第三係 宮崎、野内
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号		附則	2	3			政策統括官(恩給担当)恩給管理官室 宅島、御所窪、高田
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号		附則	3	3			政策統括官(恩給担当)恩給管理官室 宅島、御所窪、高田
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号		附則	4	1	3		政策統括官(恩給担当)恩給管理官室 宅島、御所窪、高田
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号		附則	2		3		政策統括官(恩給担当)恩給管理官室 宅島、御所窪、高田

(別紙回答書式)

引用されている法律	引用している法律			条 項 号		出典部署・担当者・連絡先 (TEL, FAX, e-mail)
	法 体	法律番号	改正法律番号	条	項 号	
検察官の俸給等に関する法律	令和九年内閣府に閣議される国際司法裁判所の組織及び運営のために必要な特別措置に関する法律	令和4年法律第15号		17	3	人事院人財局企画課審査班 池田 雅之、安島 将太郎、渡戸 健平 Tel:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 人事院給与総務課第二課 大山所長 TEL:03-3581-3330Mail: [redacted] 国土交通省都市局、公園緑地・景観課 法務係 伊賀川、藤田、片桐 [redacted] (直通) (代番)03-5253-8111(内線 [redacted])
検察官の俸給等に関する法律	令和九年内閣府に閣議される国際司法裁判所の組織及び運営のために必要な特別措置に関する法律	令和4年法律第15号		25	1	人事院人財局企画課審査班 池田 雅之、安島 将太郎、渡戸 健平 Tel:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 防衛省人事教育局人事計画・補任課 村山 03-3268-3111 防衛省人事教育局給与総務課 長谷川、田中、内田、永山 (直通) 国土交通省都市局、公園緑地・景観課 法務係 伊賀川、藤田、片桐 [redacted] (直通) (代番)03-5253-8111(内線 [redacted])
検察官の俸給等に関する法律	令和七年内閣府に閣議される国際司法裁判所の組織及び運営のために必要な特別措置に関する法律	平成31年法律第18号		27	3	人事院人財局企画課審査班 池田 雅之、安島 将太郎、渡戸 健平 Tel:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 人事院給与総務課第二課 大山所長 TEL:03-3581-3330 Mail: [redacted]
検察官の俸給等に関する法律	令和七年内閣府に閣議される国際司法裁判所の組織及び運営のために必要な特別措置に関する法律	平成31年法律第18号		35	1	人事院人財局企画課審査班 池田 雅之、安島 将太郎、渡戸 健平 Tel:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 防衛省人事教育局人事計画・補任課 村山 03-3268-3111 防衛省人事教育局給与総務課 長谷川、田中、内田、永山 (直通)
検察官の俸給等に関する法律	令和三年度東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法	平成27年法律第33号		19	3	人事院人財局企画課審査班 池田 雅之、安島 将太郎、渡戸 健平 Tel:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 人事院給与総務課第二課 大山所長 TEL:03-3581-3330 Mail: [redacted] スポーツ庁参事官(国際担当)付 松本 光博 03-4734-3544
検察官の俸給等に関する法律	令和三年度東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法	平成27年法律第33号		27	1	人事院人財局企画課審査班 池田 雅之、安島 将太郎、渡戸 健平 Tel:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 防衛省人事教育局人事計画・補任課 村山 03-3268-3111 防衛省人事教育局給与総務課 長谷川、田中、内田、永山 (直通) スポーツ庁参事官(国際担当)付 松本 光博 03-4734-3544

引用している法律			引用している法律			提出書類・担当者・連絡先 (TEL, FAX, e-mail)		
引用されている法律	法 律	法 律 番 号	改正法律番号	条 項	備 考			
検察官の俸給等に関する法律	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法	平成27年法律第34号		6	3	人事院人材局企画課審査班 池田 篤之、安島 将太郎、渡戸 操平 TEL:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 大山所務 TEL:03-3581-5330 Mail: [redacted] 支所一ツ井事務所(福岡県鳥井付) 熊本、東京 03-6734-3544 [redacted]		
検察官の俸給等に関する法律						人事院人材局企画課審査班 池田 篤之、安島 将太郎、渡戸 操平 TEL:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 所轄署人権教育係人権対策・検任課 利山03-2349-3111 所轄署人権教育係人権対策課 美谷川、白井、河田、赤山 (直通) 支所一ツ井事務所(福岡県鳥井付) 熊本、東京 03-6734-3544 [redacted]		
検察官の俸給等に関する法律	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法	平成27年法律第34号		14	1	人事院人材局企画課審査班 池田 篤之、安島 将太郎、渡戸 操平 TEL:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 所轄署人権教育係人権対策・検任課 利山03-2349-3111 所轄署人権教育係人権対策課 美谷川、白井、河田、赤山 (直通) 支所一ツ井事務所(福岡県鳥井付) 熊本、東京 03-6734-3544 [redacted]		
検察官の俸給等に関する法律	刑事補償及更生特別措置法	平成24年法律第25号		4805	3	復興庁地方創生・石巻・法制度 村田、小野寺 TEL: [redacted] FAX: [redacted] e-mail: [redacted] 人事院人材局企画課審査班 池田 篤之、安島 将太郎、渡戸 操平 TEL:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 人事院給与局給与第二課 大山所務 TEL:03-3581-5330 Mail: [redacted]		
検察官の俸給等に関する法律	刑事補償及検事の弁護士職務経歴に関する法律	平成16年法律第121号		6	4	法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第一係 新井、高村、芝辻 [redacted]		
検察官の俸給等に関する法律	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職 の国家公務員の派遣に関する法律	平成15年法律第40号		7	3	人事院人材局企画課審査班 池田 篤之、安島 将太郎、渡戸 操平 TEL:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 人事院給与局給与第二課 大山所務 TEL:03-3581-5330 Mail: [redacted] 法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第三係 室崎、野内 [redacted]		
検察官の俸給等に関する法律	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職 の国家公務員の派遣に関する法律	平成15年法律第40号		13	3	人事院人材局企画課審査班 池田 篤之、安島 将太郎、渡戸 操平 TEL:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 人事院給与局給与第二課 大山所務 TEL:03-3581-5330 Mail: [redacted] 法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第三係 室崎、野内 [redacted]		
検察官の俸給等に関する法律	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職 の国家公務員の派遣に関する法律	平成21年法律第41号		附則 7		人事院人材局企画課審査班 池田 篤之、安島 将太郎、渡戸 操平 TEL:03-3581-0755(直通) Mail: [redacted] 法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第三係 室崎、野内 [redacted]		
検察官の俸給等に関する法律	国家公務員倫理法	平成11年法律第123号		2	2 4	内閣府内閣人事局審査班 三澤、作田 TEL: [redacted] 人事院国家公務員倫理審査委員会事務局 保坂 tel:03-3581-7031 fax:03-3581-1802 Mail: [redacted]		
検察官の俸給等に関する法律	国家公務員倫理法	平成11年法律第123号		2	3 3	内閣府内閣人事局審査班 三澤、作田 TEL: [redacted] 人事院国家公務員倫理審査委員会事務局 保坂 tel:03-3581-7031 fax:03-3581-1802 Mail: [redacted]		

引用している法律				引用している法律				担当部署・担当者・連絡先 (TEL・FAX・e-mail)	
引用されている法律	法 律	法律番号	改正法律番号	条 項	項 目	担当部署・担当者・連絡先 (TEL・FAX・e-mail)	担当部署・担当者・連絡先 (TEL・FAX・e-mail)		
検察官の懲給等に関する法律	国家公務員倫理法	平成11年法律第129号		2	4 2	内閣府内閣人事局局長担当 三浦・作田 TEL. [redacted] 人事院国家公務員倫理審査会事務局 保坂 tel:03-3581-7031 fax:03-3581-1802 Mail [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	独立行政法人通則法	平成11年法律第103号		59	3	総務省行政管理局管理官(独立行政法人制度総務・特別法人委託担当) 鈴木副管理官・島谷川正善・高野智 (代表)03-3253-4111(内線) [redacted] (直通)03-5253-5312(e-mail) [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	国務機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律	昭和45年法律第117号		5	2	内閣府内閣人事局人事官人材確保担当 山澤・二村・大谷 TEL. [redacted] 人事院人材局企画課課長代理 池田雅之・赤島 智之郎・渡戸 博平 Tel:03-3581-0755(直通)Mail [redacted] 人事院給与局給与第二課 大川南男 TEL:03-3581-5330 Mail [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた懲給等の年齢の改正に関する法律	昭和28年法律第157号			1 3	政務特任官(懲給担当)専給管理官室 安島・須所彦・高田 [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	国家公務員の育児休業等に関する法律	平成3年法律第109号		附則 3	1	内閣府内閣人事局インクルージョン担当 栗田 祥・西田 雅重・中西 聖典・坂崎 裕繁・泉 一崇 [redacted] 人事院職員福祉課課長立支援室 岡本・安藤 Tel:03-3581-5336 Mail [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	国家公務員の育児休業等に関する法律	平成3年法律第109号		附則 3	2	内閣府内閣人事局インクルージョン担当 栗田 祥・西田 雅重・中西 聖典・坂崎 裕繁・泉 一崇 [redacted] 人事院職員福祉課課長立支援室 岡本・安藤 Tel:03-3581-5336 Mail [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	国家公務員退職手当法	昭和28年法律第182号		附則	15	内閣府内閣人事局退職手当第一組 担当志・小坂・高野・海野 TEL. [redacted] e-mail [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和26年法律第306号	附則	3 3	法務省法務局(懲給担当)専給管理官室 毛島・御所彦・高田 [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和33年法律第124号	附則 4	1 3	法務省法務局(懲給担当)専給管理官室 毛島・御所彦・高田 [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和40年法律第82号	附則 2	3	政策統括官(懲給担当)専給管理官室 毛島・御所彦・高田 [redacted]			
検察官の懲給等に関する法律	検察庁法	昭和22年法律第61号		附則 4		法務省法務局(懲給課)係 [redacted] TEL. [redacted] (直通) メールアドレス [redacted]			

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 1 1 日

各府省等法令担当官 殿

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について
(照会)

標記について、貴府省等（外局を含む。）所管の法律（未成立、未施行のものを含む。）のうち、下記の法律を引用しているものがありましたら、該当法律名及び該当条項等を本年 9 月 1 9 日（木）までに e-mail にて下記の連絡先宛てお知らせ願います。

回答に際しましては、当方にて検索した結果を別紙 1（検索結果）に記入しておりますので、御確認の上、担当部署・担当者・連絡先を記入していただくとともに、記載事項に訂正がある場合には、その旨を赤字で記入願います。また、検索結果に追加すべきものがありましたら、別紙 2（追加様式）に必要事項を御記入ください。

なお、該当する法律がない場合でも、お手数ですが、その旨を御連絡願います。

記

- 1 裁判官の報酬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 5 号）
- 2 検察官の俸給等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 6 号）

《連絡先》

大臣官房司法法制部

司法法制課司法制度第一係

担当 新井、高井、芝辻

TEL 03-3580-4111（代表）

（内線■■■■、■■■■）

e-mail ■■■■

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 1 1 日

各局部課法令担当官 殿

大臣官房司法法制部司法法制課

「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について
(照会)

標記について、貴局部課所管の法律（未成立、未施行のものを含む。）のうち、下記の法律を引用しているものがありましたら、該当法律名及び該当条項等を本年 9 月 1 9 日（木）までに末尾記載の担当者宛てお知らせ願います。

回答に際しましては、当方にて検索した結果を別紙 1（検索結果）に記入しておりますので、御確認の上、担当部署・担当者・連絡先を記入していただくとともに、記載事項に訂正がある場合には、その旨を赤字で記入願います。また、検索結果に追加すべきものがありましたら、別紙 2（追加様式）に必要事項を御記入ください。

なお、該当する法律がない場合でも、お手数ですが、その旨を御連絡願います。

記

- 1 裁判官の報酬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 5 号）
- 2 検察官の俸給等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 6 号）

《連絡先》

大臣官房司法法制部

司法法制課司法制度第 係

担当 新井、高井、芝辻

内線 [REDACTED]、[REDACTED]

e-mail [REDACTED]

平成十六年法律第二百一十一号

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

（弁護士職務従事職員の服務等）

第六条 弁護士職務従事職員は、**第四条**の規定により弁護士の業務を行うに当たっては、裁判所事務官若しくは法務省職員たる地位を利用し、又はその弁護士職務経験の前において判事補若しくは検事であったことによる影響力を利用してはならない。

2 弁護士職務従事職員の**第四条**の規定による弁護士の業務への従事に関しては、**国家公務員法**（**昭和二十二年法律第二十号**）**第四百四条**（**裁判所職員臨時措置法**において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び**第四条**の規定による弁護士の業務への従事の状況（**弁護士法第二十三条**に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4 弁護士職務従事職員に関する**国家公務員倫理法**（**平成十一年法律第二百二十九号**、**裁判所職員臨時措置法**において準用する場合を含む、以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（**第二条第三号**又は**第六号**の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において**裁判官の報酬等に関する法律**（**昭和二十三年法律第七十五号**）別表判事補の項八号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（**昭和二十三年法律第七十六号**）別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、**国家公務員倫理法第二条第二項**に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

5 弁護士職務従事職員に関する**国家公務員法第八十二条**（**裁判所職員臨時措置法**において準用する場合を含む、以下この項において同じ。）の規定の適用については、**同条第一項第一号**中「若しくは国家公務員倫理法」とあるのは、「**、国家公務員倫理法（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第六条第四項の規定によりみなして適用される場合を含む。）若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律**」とする。

平成十一年法律第百四十四号

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

附 則

- 2 この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「改正後の報酬法」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。
- 3 改正後の報酬法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、改正後の報酬法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

昭和二十八年法律第百五十七号

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

- 1 恩給法（大正十二年法律第四十八号）に基づく普通恩給、増加恩給（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十条の規定によつて年額を改定された増加恩給を除く。）、傷病年金又は扶助料で、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じたもの（以下本項において「年金恩給」という。）については、昭和二十八年十月分以降、その年額を左の各号による年額に改定する。但し、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。
- 一 第二号及び第三号に掲げる年金恩給以外の年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額
- 二 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号。以下「法律第三百六号」という。）附則第三項第二号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額
- 三 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後給与事由の生じた年金恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

昭和二十二年法律第五十九号

裁判所法

附 則 （平成二二年一二月三日法律第六四号）

- 4 新裁判所法附則第四項後段の規定により読み替えて適用する裁判所法第六十七条第二項の規定による給与については、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百六十三号）附則第三項による改正前の裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第十四条ただし書に規定する給与の例による。

恩給法等の一部を改正する法律

附 則

(恩給年額の改定)

- 2 昭和二十三年十一月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、旧特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の規定による俸給を受けた者、裁判官若しくは検察官又はこれらの者の遺族の恩給であつて同年十一月一日以後給与事由の生じたものを除き、昭和二十五年一月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。
 - 一 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給については、第二号及び第三号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 - 二 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給で内閣総理大臣若しくは日本国憲法第七条の規定による認証官（裁判官を除く。）又はこれらの者の遺族に係るもの（親任官又はその遺族の恩給であつて昭和二十二年五月二日以前に給与事由の生じたものを含む。）については、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 - 三 昭和二十二年五月三日から昭和二十三年六月三十日まで給与事由の生じた恩給で旧裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）若しくは裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の規定による俸給を受けた裁判官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 - 四 昭和二十三年七月一日以後給与事由の生じた恩給については、第五号及び第六号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第四号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 - 五 昭和二十三年七月一日以後給与事由の生じた恩給で旧内閣総理大臣等の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第五十五号）の規定による俸給を受けた者又はその遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第五号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 - 六 昭和二十三年七月一日以後給与事由の生じた恩給で裁判官若しくは検察官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第六号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

恩給法等の一部を改正する法律

附 則

- 3 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十六年十月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。
 - 一 第二号及び第三号に規定する恩給以外の恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 - 一 昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。）附則第十一項第二号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
- 三 昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で法律第八十七号附則第十一項第三号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

恩給法等の一部を改正する法律

附 則

(文官等の恩給年額の改定)

第四条 昭和二十八年十二月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）又は公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。）に給する普通恩給については、昭和三十五年七月分以降、これらの者の遺族に給する扶助料のうち、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料（以下「普通扶助料」という。）については同月分以降、その他の扶助料については昭和三十三年十月分以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四十一万四千円をこえる普通恩給及び扶助料（以下「年金恩給」という。）については、この限りでない。

- 一 第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 - 二 昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百五十七号。以下「法律第百五十七号」という。）第一項第二号に掲げるもの又は特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者で昭和二十七年十一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 - 三 法律第百五十七号第一項第三号に掲げるもの又は裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者で昭和二十七年十一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
- 2 前項各号に掲げる年額を算出する場合においては、法律第百五十五号附則第十八条第二項又は同法附則第三十一条の規定による普通恩給については改正後のこれらの規定を適用し、同法附則第二十三条の普通恩給については改正後の同法附則第三十一条の規定を準用し、扶助料については恩給法第七十五条の規定を適用して算出するものとする。ただし、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に対応する仮定俸給年額が十五万七千二百円をこえる扶助料については、同条の規定にかかわらず、同条第一項第二号又は第三号に規定する率は、附則別表第四又は第五の率によるものとする。
- 3 第一項の場合において、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。

恩給法等の一部を改正する法律

附 則

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。以下附則第十条において同じ。）若しくは公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。以下附則第十条において同じ。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十年十月分（同年十月一日以降給与事由の生ずる者については、その給与事由の生じた月の翌月分）以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

一 第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号。以下「法律第百十四号」という。）附則第十一条の規定が適用されている普通恩給及び扶助料については、同条の規定が適用されていないとしたならば受けるべきであつた年額の計算の基礎となるべき俸給年額。以下この条において同じ。）にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二 法律第百十四号附則第二条第二号に掲げる普通恩給及び扶助料又は特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第百五十二号）の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三 法律第百十四号附則第二条第三号に掲げる普通恩給及び扶助料又は裁判官、検察官等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

令和四年法律第十五号

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

第三章 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置

第四節 博覧会協会への国の職員の派遣

（派遣期間中の給与等）

第十七条 任命権者は、博覧会協会との間で**第十五条第一項**の取決めをするに当たっては、**同項**の規定により派遣される国の職員が博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び博覧会協会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

- 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、博覧会協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。
- 前項**ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、**同法第三条第一項**に規定する準則）で定める。

（防衛省の職員への準用等）

- 第二十五条** **第十四条から前条までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。）の派遣について準用する。**この場合において、**第十四条第一項**中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者」と、**同条第二項、第十五条第三項、第十六条第二項、第二十三条第一項及び前条（見出しを含む。）中「人事院規則」とあり、並びに第十七条第三項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「政令」と、**第十五条第八項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、第十七条第二項ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、営外手当」と、**第二十一条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、**第二十三条第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。********
- 前項**において準用する**第十五条第一項**の規定により派遣された自衛官（**次項**において「派遣自衛官」という。）に関する**自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第四項及び第九十九条第一項**の規定の適用については、博覧会協会における特定業務を公務とみなす。
 - 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）**第二十二條**の規定は、派遣自衛官には、適用しない。

平成三十一年法律第十八号

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

第五章 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

第三節 博覧会協会への国の職員の派遣等

（派遣期間中の給与等）

- 第二十七条** 任命権者は、博覧会協会との間で**第二十五条第一項**の取決めをするに当たっては、**同項**の規定により派遣される国の職員が博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び博覧会協会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。
- 2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、博覧会協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要であると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。
- 3 **前項**ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、**同法第三条第一項**に規定する準則）で定める。

（防衛省の職員への準用等）

- 第三十五条** **第二十四条から前条までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。）の派遣について準用する。**この場合において、**第二十四条第一項**中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者」と、**同条第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第三十三条第一項及び前条（見出しを含む。）**中「人事院規則」とあり、並びに**第二十七条第三項**中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、**同法第三条第一項**に規定する準則）」とあるのは「政令」と、**第二十五条第八項**中「国家公務員法第四百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、**第二十七条第二項**ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、営外手当」と、**第三十一条**中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、**第三十三条第一項**中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。
- 2 **前項**において準用する**第二十五条第一項**の規定により派遣された自衛官（**次項**において「派遣自衛官」という。）に関する**自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第四項及び第九十九条第一項**の規定の適用については、博覧会協会における特定業務を公務とみなす。
- 3 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）**第二十二條**の規定は、派遣自衛官には、適用しない。

平成二十七年法律第三十三号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

第四章 大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

第三節 組織委員会への国の職員の派遣等

（派遣期間中の給与等）

第十九条 任命権者は、組織委員会との間で**第十七条第一項**の取決めをするに当たっては、**同項**の規定により派遣される国の職員が組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 **前項**ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあつては、**同法第三条第一項**に規定する準則）で定める。

（防衛省の職員への準用等）

第二十七条 **第十六条から前条までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。）の派遣について準用する。**この場合において、**第十六条第一項**中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者」と、**同条第二項、第十七条第三項、第十八条第二項、第二十五条第一項及び前条（見出しを含む。）中「人事院規則」とあり、並びに第十九条第三項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「政令」と、**第十七条第八項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、第十九条第二項ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、営外手当」と、**第二十三条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、**第二十五条第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。********

2 **前項**において準用する**第十七条第一項**の規定により派遣された自衛官（**次項**において「派遣自衛官」という。）に関する**自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第四項及び第九十九条第一項**の規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

3 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）**第二十二條**の規定は、派遣自衛官には、適用しない。

平成二十七年法律第三十四号

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

第三章 組織委員会への国の職員の派遣等

（派遣期間中の給与等）

第六条 任命権者は、組織委員会との間で**第四条第一項**の取決めをするに当たっては、**同項**の規定により派遣される国の職員が組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 **前項**ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、**同法第三条第一項**に規定する準則）で定める。

（防衛省の職員への準用等）

第十四条 **第三条**から**前条**までの規定は、**国家公務員法第二条第三項第十六号**に掲げる防衛省の職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。）の派遣について準用する。この場合において、**第三条第一項**中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者」と、**同条第二項**、**第四条第三項**、**第五条第二項**、**第十二条第一項**及び**前条**（見出しを含む。）中「人事院規則」とあり、並びに**第六条第三項**中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、**同法第三条第一項**に規定する準則）」とあるのは「政令」と、**第四条第八項**中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、**第六条第二項**ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、営外手当」と、**第十条**中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、**第十二条第一項**中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

2 **前項**において準用する**第四条第一項**の規定により派遣された自衛官（**次項**において「派遣自衛官」という。）に関する**自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第四項**及び**第九十九条第一項**の規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

3 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）**第二十二條**の規定は、派遣自衛官には、適用しない。

令和6年6月12日 施行 現在施行

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号） 関連
Law RevisionID:424AC0000000025_20240612_506AC0000000047

平成二十四年法律第二十五号

福島復興再生特別措置法

第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等

第七節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等

（派遣期間中の給与等）

- 第四十八条の五** 任命権者は、機構との間で**第四十八条の三第一項**の取決めをするに当たっては、**同項**の規定により派遣される国の職員が機構から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び機構において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。
- 2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要であると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、機構から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。
- 3 **前項**ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、**同法第三条第一項**に規定する準則。**第八十九条の五第三項**において同じ。）で定める。

平成十五年法律第四十号

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

（派遣期間中の検察官等の給与等）

第七条 任命権者は、法科大学院設置者との間で**第四条第三項**の取決めをするに当たっては、**同項**の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等が従事している職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 **第四条第三項**の規定により派遣された検察官等がその正規の勤務時間において当該法科大学院において教授等の業務を行うため勤務しない場合には、**一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条**の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、**同法第十九条**に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、当該法科大学院において**第三条第一項**に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、その給与の減額分の百分の五十以内を支給することができる。

3 **前項**ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（**第四条第三項**の規定により派遣された検察官等が**検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）**の適用を受ける者である場合にあっては、**同法第三条第一項**に規定する準則）で定める。

（派遣期間中の給与等）

第十三条 任命権者は、法科大学院設置者との間で**第十一条第一項**の取決めをするに当たっては、**同項**の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等がその派遣前に従事していた職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 **第十一条第一項**の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において**第三条第一項**に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

3 **前項**ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（**第十一条第一項**の規定により派遣された検察官等が**検察官の俸給等に関する法律**の適用を受ける者である場合にあっては、**同法第三条第一項**に規定する準則）で定める。

附 則 （平成二十一年五月二九日法律第四一号） 抄

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律**第十一条第一項**の規定により派遣されている検察官への前条第五号の規定による改正後の同法**第十三条第二項**ただし書に規定する俸給及び手当の支給額については、**同項**ただし書に規定する割合にかかわらず、部内の他の職員との権衡上必要と認められる限度において、**検察官の俸給等に関する法律第三条第一項**に規定する準則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

平成十一年法律第二百二十九号

国家公務員倫理法

第一章 総則

（定義等）

第二条 この法律（第二十一条第二項及び第三十二条第一項を除く。）において、「職員」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しないもの（同法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。）を除く。）をいう。

2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの（ト又はチに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）

イ 一般職給与法別表第一行政職俸給表（一）の職務の級五級以上の職員

ロ 一般職給与法別表第二専門行政職俸給表の職務の級四級以上の職員

ハ 一般職給与法別表第三税務職俸給表の職務の級五級以上の職員

ニ 一般職給与法別表第四公安職俸給表（一）の職務の級六級以上の職員

ホ 一般職給与法別表第四公安職俸給表（二）の職務の級五級以上の職員

ヘ 一般職給与法別表第五海事職俸給表（一）の職務の級五級以上の職員

ト 一般職給与法別表第六教育職俸給表（一）の職務の級三級以上の職員

チ 一般職給与法別表第六教育職俸給表（二）の職務の級三級の職員

リ 一般職給与法別表第七研究職俸給表の職務の級四級以上の職員

ヌ 一般職給与法別表第八医療職俸給表（一）の職務の級三級以上の職員

ル 一般職給与法別表第八医療職俸給表（二）の職務の級六級以上の職員

ヲ 一般職給与法別表第八医療職俸給表（三）の職務の級六級以上の職員

ワ 一般職給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級五級以上の職員

カ 一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

ヨ 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号。以下この条において「任期付職員法」という。）第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

四 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの

イ 検事総長、次長検事及び検事長

ロ 検察官俸給法別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

ハ 検察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事

五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員であって、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの

3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員

一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

三 検察官俸給法の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの

イ 検事総長、次長検事及び検事長

ロ 検察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

四 行政執行法人の職員であって、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの

4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員

一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

二 検察官俸給法の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの

イ 検事総長、次長検事及び検事長

ロ 検察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

三 行政執行法人の職員であって、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの

5 この法律において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

6 この法律の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

- 7 行政執行法人の長は、第二項第五号、第三項第四号又は第四項第三号の規定により当該行政執行法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。

平成十一年法律第百三十三号

独立行政法人通則法

第五章 人事管理

第二節 行政執行法人

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九條 次に掲げる法律の規定は、行政執行法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

- 一 労働者災害補償保険法の規定
- 二 国家公務員法第十八条、第二十八條（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで 第七十条の三第二項、第七十条の四第二項、第七十五条第二項及び第六六条の規定
- 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定
- 四 一般職の職員の給与に関する法律の規定
- 五 削除
- 六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定
- 七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定
- 八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定
- 九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定
- 十 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第五条第二項及び第八条の規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「行政執行法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「行政執行法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「行政執行法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第七十八條第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第一項中「人事院規則で定める官職を」とあるのは「行政執行法人の長が定める官職を」と、同条第二項各号、同法第八十一条の五第一項各号及び第三項、第八十一条の六第二項並びに第八十一条の七第一項各号並びに同法附則第八条第三項及び第五項の表中「人事院規則で」とあるのは「行政執行法人の長が」と、同法第八十一条の五第二項及び第四項並びに第八十一条の七第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同条第一項中「延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得た」とあるのは「延長した」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する行政執行法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する行政執行法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「行政執行法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法附則第八条第二項及び第四項中「として人事院規則で」とあるのは「として行政執行法人の長が」と、同項中「人事院規則で定める年齢」と、とあるのは「行政執行法人の長が定める年齢」と、と、同法附則第九条中「相当する職員として人事院規則で」とあるのは「相当する職員として行政執行法人の長が」と、「のうち人事院規則で」とあるのは「のうち行政執行法人の長が」と、「その他人事院規則で」とあるのは「その他行政執行法人の長が」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三條第三項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人は」と、「同法」とあるのは「国家公務員災害補償法」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項第一号、第十二条第一項、第十五条及び第二十二條の規定の適用については、同号中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十八條第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一

勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五條から前條まで」とあるのは「第十五條及び前二條」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二條第三項第四号及び第三十九條第十項の規定の適用については、同号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二條第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三條第一項」と、「同條第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二條第二号」と、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二條第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三條第一項」と、「同條第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二條第二号」とする。

6 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第百号）第七十四條第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二條第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三條第一項」と、「同條第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二條第二号」とする。

令和5年4月1日 施行 現在施行

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号） 簡法

Law RevisionID:345AC00000Q117_20230401_503AC0000000061

昭和四十五年法律第百十七号

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

（派遣職員の給与）

第五條 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

平成三年法律第九号

国家公務員の育児休業等に関する法律

附 則

（検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第三条 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「**と**する」とあるのは、「**に**」に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二條の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二條の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三条第一項」とする。

令和6年5月17日 施行 現在施行

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号） **議法**

Law RevisionID:32BAC1000000182_20240517_506AC0000000026

昭和二十八年法律第百八十二号

国家公務員退職手当法

附 則

15 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第五項の規定、令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の設定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

令和5年4月1日 施行 現在施行

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号） 附法

Law RevisionID:322AC0000000061_20230401_503AC0000000061

昭和二十二年法律第六十一号

検察庁法

附 則

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に検察官でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める検察官にあつては、当該準則で定める期間）において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、[国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）](#)による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）[附則第五章及び第六章第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする](#)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。